

諮問庁：検事総長

諮問日：令和6年10月17日（令和6年（行個）諮問第179号）

答申日：令和7年1月31日（令和6年度（行個）答申第167号）

事件名：本人に係る特定期間の記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、刑事事件の捜査の過程で作成・取得された文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とし、その余の保有個人情報につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年7月1日付け〇地企発第112号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）処分内容・求める事

原処分の部分開示を不服として処分の取り消しと、又 1ファイル（判読不能） みっせつ関連のある 物を 請求される手数料が（判読不能）法であるか 又 審査会への 口頭意見ちんじゅつを 申立します。法78条1項5号。 そうとうの 部分は 私は、メモ、記録の

（2）理由

まず、法76条1項の 私以外の がいとうしないとは 何の事言っているのか 確か（判読不能）なく、 私が記録されてる 物は 私に関する 物であり、又、まだ事件なってなく そうさのかていでなく、 職員と数度 T E L 話した だけで 記録されただけのもののか 私の 個人情報と関係のない根拠が分からず 私の憲法上知る権利 とうが

行政 公正中立性（判読不能）である。又 職員との会話が（判読不能）メモしており 又、職員の氏名も、公開しても 誰のめいよ 利益しんか せず、犯罪のそうさ 公共の安全のいじ とか そもそも 繰り返して（判読不能）ある（判読不能）する事したの 違法であり 又 そうさ されてないため 法 78 条 1 の 5 号にがいとうせず 違法である。又 それぞれ 1 ファイルでも 300 円 請求された。これは（判読不能）違法性（判読不能）、 共有した物であり これらも違法である。それら審査請求する共に 審査会への 行服上の 権利として 口頭意見ちんじゅつ申立します。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 本件保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙の 1 のとおりである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、別紙の 2 の保有個人情報を特定し、

ア 文書 1 について

(ア) 月日欄「6. 3. - 8」及び「6. 4. - 1」以外の行は、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しないため（法 76 条 1 項）。

(イ) 不開示とした「受領印」欄は、職員の印影が記載されており、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（法 78 条 1 項 2 号）に該当するとともに、開示することにより、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法 78 条 1 項 5 号）に該当するため。

イ 文書 2 及び文書 3 について

不開示とした部分は、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しないため（法 76 条 1 項）。

と理由を示して、その一部を開示するとともに、本件開示請求のうち、刑事事件の捜査の過程で作成・取得された文書に記録されている保有個人情報（本件対象保有個人情報 1）に係る請求については、

本件開示請求のうち、刑事事件の捜査の過程で作成・取得された文書に記録されている保有個人情報の開示を求める部分は、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、その存否はさておき、その請求自体からして、法第 5 章第 4 節の規定が除外されるため。

と理由を示して全部不開示（原処分）とした。

2 諮問庁の判断及び理由

(1) 諮問の要旨

審査請求人は、

ア 一部開示決定を取り消し、全部開示を求める、

イ 不開示決定を取り消し、全部開示を求める、

ウ 開示請求手数料について、処分庁が900円を求めたことは不適正である

と主張するものと解されるところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めた。

その理由は、以下のとおりである。

(2) 保有個人情報部分開示決定について（上記（1）ア）

ア 上記1（2）ア（ア）及びイについて

当該部分は、審査請求人以外の者から送付のあった文書の内容等、又は、審査請求人以外の者に文書を送付した事実が記載されており、審査請求人を本人とした保有個人情報には該当しない。

イ 上記1（2）ア（イ）について

当該部分は、特定地方検察庁職員の印影が記載されているところ、当該職員は、国立印刷局編職員録に掲載のない職員であり、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、法78条1項2号の不開示情報に該当するとともに、当該職員は、職員配置が公になっていない者であり、内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務に従事する可能性がある職員であるから、同職員の氏名が開示されることにより、同職員による情報の収集が困難になるなど、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項5号の不開示情報に該当するものと認められる。

(3) 保有個人情報不開示決定について（上記（1）イ）

「訴訟に関する書類」とは、刑事事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持

その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが高いものであることから、法の規定が適用されないこととされたものである。

また、刑訴法53条の2第1項及び第2項は、法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外について規定しているところ、これらの規定が、その適用除外対象について、「訴訟記録」に限らず、刑訴法47条と同一の文言を用いて、「訴訟に関する書類」と規定していることからすると、刑事事件に関して作成された書類の全てが同項の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しも「訴訟に関する書類」に含まれると解することが相当である（貴審査会第5部会平成19年9月3日答申（平成19年度（行情）答申196号）、貴審査会第1部会平成26年3月3日答申（平成25年度（行情）答申411号）等参照）。

以上を前提として検討すると、本件開示請求は、審査請求人が特定地方検察庁に提出した告訴状に関して、文書の送付や問合せ等をした際に作成され、又は取得された書類に記録された保有個人情報の開示を求めるものであると解されるところ、これらは、告訴等の受理、捜査及び処理に関して作成又は取得された書類に記録された保有個人情報、すなわち刑事事件に関して作成又は取得された書類に記録された保有個人情報であることから、本件開示請求が「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」の開示を求めるものであることは明らかである。

（４）開示請求手数料の算定について（上記（１）ウ）

ア 処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書ファイルとして、①特定年文書通付簿、②特定年度A郵便書留簿、③特定年度B郵便書留簿、④裁決書謄本の送付についての4件であると特定したところ、本件開示請求書には500円分の印紙しか貼付されていなかったことから、審査請求人に対して、特定された全文書の開示請求を維持する場合は、700円分の印紙の納付が必要な旨教示し、補正を求めた。

そして、審査請求人は、前記①特定年文書通付簿、②特定年度A郵便書留簿、③特定年度B郵便書留簿のみを開示請求対象として保有個人情報を特定し、400円分の印紙を追納した。

イ そもそも、開示請求手数料については、法施行令27条1項1号により、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき300円とされているが、同条2項において、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書、又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、手数料は300円で足り

ることとされている。

そして、複数の行政文書が相互に密接な関連を有する文書として1件の行政文書とみなされるかどうかについては、当該文書の作成目的、背景事情、作成時期、記載内容及び管理態様等の個別事情を総合勘案して判断すべきであるといえる。

ウ 本件対象保有個人情報2は、①処分庁において受け付けた文書について、当該文書の担当部署への配布状況等を記録する「文書通付簿」、②処分庁がレターパックプラスの使用状況及び送付状況等を記録する「郵便書留簿」、③審査請求に係る裁決内容が記載された「裁決書謄本の送付について」に記録された保有個人情報であって、いずれも年ごとにまとめて保管しており、各行政文書自体は年をまたぐ継続的な行政文書とはいえず、年ごとに関連性を有するものではない。

したがって、各行政文書の性質上の関連性や、その管理態様を踏まえても、相互に密接な関連を有する文書とはいえず、本件で特定された全文書の開示請求を維持する際の開示請求手数料は合計1,200円であり、その場合の印紙の追納額は700円である旨教示し、かつ、審査請求人が開示を求めた保有個人情報3件に関して900円分の開示請求手数料を徴した処分庁の措置は妥当である。

3 結論

したがって、本件審査請求には理由がなく、処分庁のした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月1日 審議
- ④ 令和7年1月24日 本件対象保有個人情報2の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報1につき、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とし、その余の保有個人情報（本件対象保有個人情報2）につき、その一部を、法76条1項に規定する自己（審査請求人）を本人とする保有個人情報が記載されていない又は法78条1項2号及び5号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報2の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1に対する法第5章第4節

の規定の適用の可否並びに本件対象保有個人情報 2 における審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報 1 に対する法第 5 章第 4 節の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法 5 3 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、訴訟記録に限らず、不起訴記録等も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(2) 「訴訟に関する書類」該当性

本件請求保有個人情報の内容からすれば、本件対象保有個人情報 1 には、審査請求人が特定地方検察庁に提出した告訴状に関する文書の送付や問合せ等が記録されているものと解されるから、当該保有個人情報は、告訴等の受理、捜査及び処理に関して作成又は取得された書類であって、刑事事件の処理の過程又は刑事事件に関して作成された文書に記録された保有個人情報である。

そうすると、本件対象保有個人情報 1 は、刑訴法 5 3 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められることから、法第 5 章第 4 節の規定は適用されないものである。

3 不開示部分の保有個人情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報 2 は、特定地方検察庁において受け付けた文書の担当部署への配布状況等を記録する文書通付簿（文書 1）並びに特定地方検察庁がレターパックプラスの使用状況及び送付状況等を記録する郵便書留簿（文書 2 及び文書 3）に記録された保有個人情報であるところ、不開示部分のうち、「発信者」欄（文書 1）又は「発送先」欄（文書 2 及び文書 3）に審査請求人の氏名が記載されている行を除く不開示部分については、審査請求人以外の者に係る情報又はレターパックプラスの受払状況が記載されていると認められる。

(2) 当該不開示部分について、諮問庁は、上記第 3 の 2（2）アのとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 当該不開示部分のうち、文書 2 及び文書 3 の不開示部分には、審査請求人以外の者に文書を送付した事実及び特定地方検察庁におけるレターパックプラスの受払状況が記載されているものであって、審査請求人を本人とした保有個人情報が記載されていない。

イ 文書 2 及び文書 3 は、当該年度におけるレターパックプラスの受払状況及びこれを使用した発送先等を記載するものであって、当該文書

全体が審査請求人に係る保有個人情報に該当するものでもない。

ウ したがって、当該不開示部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(3) これを検討するに、当審査会において、当該不開示部分を見分したところによれば、当該不開示部分には、審査請求人の氏名その他審査請求人個人を識別することができる記述は認められず、また、他の情報と照合することによって審査請求人個人を識別することができる記述も認められない。

(4) したがって、当該不開示部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないことから、これを不開示としたことは妥当である。

4 不開示部分の不開示情報該当性について（上記3で判断した部分を除く。）

当審査会において、本件対象保有個人情報2を見分したところ、審査請求人に係る情報のうち、文書1の審査請求人の氏名がある行の「受領印」欄に記載された職員の印影が不開示とされていると認められる。

当該部分に記載された職員は、職員配置が公になっていない者であり、現在から将来にわたり、内偵捜査などの秘匿性の高い業務に従事する可能性がある職員であるから、同職員の氏名が開示されることにより、同職員による情報の収集が困難になる旨の上記第3の2(2)イの諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

なお、当審査会事務局職員をして、特定年版の職員録を確認させたところ、当該不開示部分に記載された職員の氏名は、これに掲載されていない。

そうすると、当該不開示部分を公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該不開示部分は法78条1項5号に該当し、同項2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

(1) 開示請求手数料について

ア 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、処分庁の本件開示請求に係る開示請求手数料の算定についても、不服がある旨主張しているものと解される。

イ 当該主張は、本件における審査の対象とはならないものであるが、念のため原処分に係る開示請求手数料の算定について検討すると、開示請求手数料については、法施行令27条1項1号により、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき300円とされているところ、同条2項において、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書（1号）又は相互に密接な関連を有する複数

の行政文書（２号）に記録された保有個人情報の開示請求を一の開示請求によって行うときは、当該複数の行政文書を１件の行政文書とみなし、手数料は３００円で足りることとされている。

ウ 諮問庁は、本件対象保有個人情報２は、文書遞付簿又は郵便書留簿に記録されている保有個人情報であって、いずれも年ごとにまとめて保管しており、各行政文書自体は年をまたぐ継続的な行政文書とはいえず、年ごとに関連性を有するものではなく、本件対象保有個人情報２が記録されている各行政文書の性質上の関連性や、その管理態様を踏まえても、相互に密接な関連を有する行政文書とはいえない旨上記第３の２（４）ウにおいて説明するところ、この諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

エ 諮問書の添付書類によれば、本件対象保有個人情報２が記録された各行政文書は、行政文書ごと又は年度ごとの３つの行政文書ファイルにまとめられたものであると認められるところ、上記のとおり、それらは法施行令２７条２項によって１件の行政文書とみなされる複数の文書に記録された保有個人情報とはいえないのであるから、本件対象保有個人情報２の全ての開示を求めるのであれば、開示請求手数料は３件分９００円となる。

（２）審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

６ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報１につき、刑訴法５３条の２第２項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第５章第４節の規定は適用されないとして不開示とし、本件対象保有個人情報２につき、その一部を法７６条１項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法７８条１項２号及び５号に該当するとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報１は刑訴法５３条の２第２項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であり、本件対象保有個人情報２につき不開示とされた部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法７８条１項５号に該当すると認められるので、同項２号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 合田悦三、委員 木村琢麿、委員 中村真由美

別紙

1 「私が特定年月から 特定地方検察庁に 数通送った 告訴状とう 不在郵便 があつた事から 特定部署特定事務官らと 検事が判断した送った中身は、中見て ください。検事の氏名は？ 受け取る根拠は？ 自由にしてくださいとう同じ問答を 10分程度 した 記録と 他の課や 検察庁 警察関係とう といあわせ 紹介した などふくむ この時期 特定年月日～現在まで 特定地方検察庁に残る 私に関する全記録を開示請求します。メモ電磁的記録ふくむ。」に記録された保有個人情報

2 本件対象保有個人情報2が記録された文書（本件文書）

- (1) 文書1 特定年文書通付簿
- (2) 文書2 特定年度A郵便書留簿
- (3) 文書3 特定年度B郵便書留簿